

養父市文化会館(仮称)整備基本計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領(説明書)

平成 29 年 2 月 16 日
養父市市民生活部公民館

1 目的

本業務は、養父市文化会館（仮称）の建設に関する施策を養父市文化会館（仮称）建設基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、計画的かつ効果的に実施するために、養父市文化会館（仮称）整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

養父市文化会館（仮称）整備基本計画策定業務（養公 28（委）第 2 号）

(2) 業務内容

①業務計画	1 式
②他事例調査	1 式
③施設の規模・機能の検討	1 式
④施設整備計画の検討	1 式
⑤整備手法、概算事業費等の検討	1 式
⑥維持管理・運営手法の検討	1 式
⑦基本計画（案）の作成	1 式
⑧基本計画検討会議の支援	1 式
⑨業務報告書	1 式
⑩打合せ協議	1 式

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結の日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。

(4) 計画策定業務に係る予算額

債務負担行為予算額 6,000 千円（税込）

（平成 28 年度支払率は 0%。ただし、予算限度額は、0 千円）

（平成 29 年度支払率は 100%。ただし、予算限度額は、6,000 千円）

※債務負担行為予算額を超過した場合は失格とする。

(5) 成果品

①業務報告書	1 部（A 4）
②養父市文化会館（仮称）整備基本計画	30部（A 4、クリアファイル製本）
③上記電子データ	2 部

(6) その他

①本業務の仕様書は、別紙 1 「養父市文化会館（仮称）整備基本計画策定業務仕様書」のとおり

である。

②手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

3 参加資格

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者（単体企業）とする。

- ①対象業務における養父市の入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ③養父市指名停止基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）による指名停止を受けていないこと。
- ④平成 23 年以降に完了した業務において同種又は類似実績を 1 件以上有する者であること。
- ⑤国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ⑥提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- ⑦適切なセキュリティポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- ⑧配置予定管理技術者を含む業務執行体制に対して、支援が可能な体制を有すること。

- ・同種業務とは、国又は地方自治体が発注した公共建築整備基本計画の計画策定業務をいう。
- ・類似業務とは、国又は地方自治体が発注した公共建築整備の基本構想、基本設計、詳細設計業務をいう。

(2) 配置予定管理技術者に対する要件

①資格

以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門）
- ・R C C M
- ・一級建築士

②同種又は類似業務の実績

平成 23 年以降に完了した業務において同種又は類似実績を 1 件以上有すること。

③手持ち業務量

管理（主任）技術者及び担当技術者となっている全ての手持ち業務の契約金額が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること。なお、手持ち業務とは、500 万円以上の業務（特定済み契約のものも含む）で、平成 29 年 4 月 1 日見込みのものを指す。また、手持ち業務が複数年契約業務である場合の契約額は、平成 29 年度の支払限度額（年割額）とする。

④その他必要な要件

参加表明書の提出日において、参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、直接的かつ恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることを指す。

(3) 配置予定建築担当技術者に対する要件

本業務は、建築の知見が必要となるため、配置予定担当技術者のうち1名を「建築担当」として配置し、その者は一級建築士の資格を有すること。配置予定建築担当技術者を協力会社に求める場合には、参加表明書の会社概要（協力会社）を提出し、予定技術者の経歴等に会社名を記載する。

(4) 配置予定照査技術者に対する要件

本業務においては照査技術者として、同種又は類似実績のある者を配置すること。資格は問わないものとする。

4 参考資料

本業務及び企画提案書作成に必要な資料として、「養父市文化会館（仮称）建設基本構想（案）」を掲載している。

5 スケジュール

項 目	期 日
(1)公募開始	平成29年 2月16日（木）
(2)質問書の提出期限	平成29年 2月24日（金）
(3)質問書への回答	平成29年 2月28日（火）
(4)参加表明書の提出期限	平成29年 3月 2日（木）
(5)参加資格選定通知	平成29年 3月10日（金）
(6)企画提案書等の提出期限	平成29年 3月23日（木）
(7)本審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	平成29年 3月28日（火）
(8)特定結果通知	平成29年 3月30日（木）（予定）
(9)優先交渉権者との協議	平成29年 3月31日（金）（予定）
(10)業務委託請負契約締結	平成29年 3月31日（金）（予定）

6 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間 平成29年2月17日（金）午前9時から
平成29年2月24日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

①電子メールのみの受付とする。電話及び口頭での質問、FAX、郵送並びに直接持参等は不可とする。

②質問内容を質問書（様式第1号）に入力し、電子メールの件名を「養父市文化会館（仮称）整備基本計画策定業務に係る質問」とし質問書を添付のうえ、下記の送信先まで送信すること。

(3) 送信先 youkakouminkan@city.yabu.lg.jp（養父市立八鹿公民館）

※電子メール送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(4) 回答方法

平成 29 年 2 月 28 日（火）までに養父市ホームページで回答する。

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類（評価内容は、「別表 1」参照）

①参加表明書（様式第 2 号）

②参加表明書添付資料

ア) 会社概要（様式第 3 号）

イ) 参加表明書提出者の同種業務実績（様式第 4 号）

ウ) 会社概要（協力会社）（様式第 5 号）

エ) 配置予定管理技術者・建築担当技術者・照査技術者の経歴等（様式第 6 号） なお、照査技術者としての実績は含めない。

オ) 配置予定管理技術者・建築担当技術者・照査技術者の同種業務実績（様式第 7 号）

カ) 配置予定担当技術者の経歴等（様式第 8 号） なお、照査技術者としての実績は含めない。

③テクリス及び契約書、特記仕様書、表彰状等の写し

同種又は類似業務、表彰等の実績として記載した業務内容が確認できる資料の写し（テクリス登録内容、契約書、特記仕様書、業務計画書、表彰状等）を提出すること。また、配置予定管理技術者及び配置予定建築担当技術者の資格等について、登録・資格等が確認できる資料の写し（登録・資格証明書、表彰状等）を提出すること。

(2) 提出部数 2 部

(3) 提出期間 平成 29 年 2 月 23 日（木）午前 9 時から

平成 29 年 3 月 2 日（木）午後 5 時まで

※水曜日を除く

(4) 提出場所 〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 八鹿公民館

養父市市民生活部公民館

担当 山内

TEL : 079-662-6141 FAX : 079-662-3201

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留に限る。提出期限内に必着のこと。）

※電子メール、FAX での提出は受け付けない。

8 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果は選定通知書（様式第 17 号）又は非選定通知書（様式第 18 号）により、平成 29 年 3 月 10 日（金）に参加表明者に通知する。

参加表明者が多数の場合は、予備審査により上位 5 者程度を本審査参加者とする。審査結果に対する異議申立はできないこととする。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類（評価内容は、「別表2」参照）

下記①～④全てをA4サイズに統一し、各書類番号を記した表紙とインデックスを付けること。

A4縦長ファイルに綴じたものを7部提出すること。

文字サイズは10ポイント程度とすること。

①提案書（様式第9号）

②見積書（様式第10号）

積算内訳、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別段記載し、さらにそれらの合計額を明記した内訳書（任意様式）を添付すること。

③企画提案書（様式第11～13号、各提案についてA4版各1枚以内とする。）

次の提案課題ごとに簡潔に記載すること。（評価内容は、「別表2」参照）

- ・提案課題1：本施設を基本構想に示す5つの場（文化芸術振興の場、生涯学習の場、情報発信の場、まちづくりの場、市民の憩いの場）として活用していくための方策について
- ・提案課題2：養父市らしい計画としていくための方策について
- ・提案課題3：本施設を効果的に末永く使用するための方策について

④業務の実施方針について（様式第14号）

⑤業務の実施体制、特徴について（任意様式、A4版1枚以内）

- ・業務の実施体制、支援体制、PRできる特徴について記載すること。

⑥工程表（任意様式、A4版1枚以内）

- ・現時点で想定している作業スケジュールを詳細に記載すること。

(2) 企画提案書等の提出

①提出期間 平成29年3月10日（金）午前9時から

平成29年3月23日（木）午後5時まで

※水曜日を除く

②提出場所 7の（4）に同じ

③提出方法 7の（5）に同じ

(3) その他

①提出期限後の提案書の追加・修正、差替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、資料の追加提出を求めることがある。

②提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は注釈を付けること。

③参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を八鹿公民館に持参又は郵送にて提出すること。

10 本審査

(1) 評価基準

別表の「評価基準（別表1・別表2）」とする。

- (2) 本審査を受審する者は、5者以上の参加表明書の提出があった場合、評価基準（別表1）の上位5者程度とする場合がある。
- (3) 平成29年3月28日（火）にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時間及び会場は、別途通知する。プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着順とする。
- (4) 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、説明20分、質疑応答20分の計40分とする。（質疑応答は、必要に応じて延長する場合がある。）
- (5) 説明者は、補助者を含めて3名以内とする。説明者には、配置予定管理技術者と配置予定建築担当技術者（配置予定管理技術者が兼務する場合は配置予定管理技術者でよい）を必ず加えることとする。
- (6) プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書と工程表に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。
- (7) パワーポイントの利用は可能とする。また、会場に準備するスクリーン及びプロジェクター（EPSON 製 LCD PROJECTORB-W10）は利用可能とする。その他、プレゼンテーションに必要な機器については提案者が用意すること。
- (8) 優先交渉者等の特定方法
評価委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを優先交渉者、次点のものを次順位交渉者としてそれぞれ特定する。ただし、本審査評価表の内容の評価点が、100点満点換算で60点未満となる場合は、優先交渉者及び次順位交渉者としては特定しない。
- (9) 審査結果の通知
本審査の結果は、平成29年3月30日（木）（予定）に全ての本審査参加者に提案書の特定通知書（様式第17号）又は提案書の非特定通知書（様式第18号）により通知する。
なお、審査結果に対する異議申立てはできない。
また、審査結果の概要については、養父市のホームページで公表する。

11 提案書の無効

次の事項いずれかに該当した場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案者が実施要領「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出を求めた書類を期限までに提出しなかった場合
- (4) 本提案募集において、他者の代理人、共同事業者として提案した場合
- (5) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている場合
- (6) 提出後に見積金額を訂正した場合
- (7) 本要領に定められた以外の手法により、委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的間接的に求めた場合
- (8) 上記に掲げるものの外、提出書類に重大な記載不備等があり養父市が無効であると判断した場合

12 契約

- (1) 「10 本審査」により選定された優先交渉者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議合意した後に委託契約を締結する。協議は、平成 29 年 3 月 21 日（火）（予定）に行う。
なお、当該事業者が提案した内容は、仕様書（別紙 1）に規定されたものとみなす。
優先交渉者と合意できない場合や、契約締結までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合、又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次順位交渉者から順に繰り上げて契約に向けての協議を実施する。
- (2) 契約に当たっての主な留意事項
 - ア 提案、見積された内容・金額をそのまま委託するものではないこと。
協議の上、提案の一部を変更若しくは金額の変更をする場合がある。
 - イ 業務の全部または一部について、養父市の承諾なしに他者に再委託することはできない。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 提出のあった書類については返却しない。ただし、不採用となった場合には、養父市で定めた保存年限満了後、養父市の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しない。
企画提案書等提出書類は法人等の技術、ノウハウ等の情報にあたるため非公開とする。
- (3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- (5) 参加者が 1 者のみの場合も成立するものとする。

担当課（問合せ先） 養父市市民生活部公民館 担当 山内 〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 TEL：079-662-6141 FAX：079-662-3201 E メール：youkakouminkan@city.yabu.lg.jp
